

議案第 31 号

#### 第4分団消防ポンプ自動車購入物品供給契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、第 4 分団消防ポンプ自動車の購入について、下記のとおり物品供給契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決を求める。

## 記

- |           |                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 1. 契約の目的  | 第4分団消防ポンプ自動車購入                                                       |
| 2. 契約の方法  | 一般競争入札                                                               |
| 3. 契約金額   | 一金21,120,000円<br>(消費税及び地方消費税を含む。)                                    |
| 4. 契約の相手方 | 住所 東京都港区芝五丁目36番7号<br>三田ベルジュビル19階<br><br>氏名 株式会社モリタ 東京支店<br>支店長 山北 忠司 |

令和7年6月6日提出

二宮町長 村田 邦子

## 物品供給契約書（案）

1. 契約件名 第 4 分団消防ポンプ自動車購入
2. 納品場所 二宮町消防本部
3. 契約金額 金 21,120,000 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,920,000 円)
4. 履行期限 令和 8 年 3 月 13 日まで
5. 部分払 ☐ する ☒ しない
6. 契約保証金 二宮町契約規則（平成 8 年二宮町規則第 10 号）第 37 条第 3 号  
の規定により免除する。

上記の物品供給契約について、発注者及び受注者は、対等な立場における合意により公正な契約を締結し、契約約款及び本契約書と一体をなす設計図書に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 7 年 6 月 日

(住 所) 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地  
発注者  
(氏 名) 二宮町長 村田 邦子 ⑩

(住 所) 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号  
三田ベルジュビル 19 階  
受注者  
(氏 名) 株式会社モリタ 東京支店  
支店長 山北 忠司 ⑩

## 物品供給契約約款

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書、入札概要書、見本、その他発注者の指示及びこれらに係る質問回答書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする物品供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約の目的物（以下「物品」という。）を、契約書記載の履行期限内に契約書記載の納品場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (秘密の保持等)

第2条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

### (契約の保証)

第3条 発注者が求めたときは、受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

### (権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (監督)

第5条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

### (設計図書の変更)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (契約の履行の中止)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の履行の中止内容を受注者に通知して、この契約の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者がこの契約の履行の続行に備えこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第8条 受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までにこの契約の履行を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を明示して、発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期限の短縮等)

第9条 発注者は、特別の理由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更方法)

第10条 前2条による履行期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第11条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(経済変動に基づく契約内容の変更)

第12条 履行期限内に、日本国内での経済情勢の激変によりこの契約の内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者と受注者とが協議の上、契約金額又はこの契約の履行内容を変更することができる。

(一般的損害)

第13条 物品の引渡し前に、物品に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第14条 発注者は、第6条、第7条、第9条、第12条又は前条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(納品書等の提出等)

第15条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める事項を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があるとき、分割して納入することができる。

3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査及び引渡し)

第16条 受注者は、物品を納入したときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に、検査を完了しなければならない。

3 前項の場合において、検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、き損し、又は破壊した物品を原状に復する費用は、すべて受注者の負担とする。

4 第2項の検査に合格したとき又は第7項の採用を決定したときをもって、検査に合格した物品の引渡しを完了したものとす。この場合において、物品が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。

- 5 受注者は、第2項の検査に合格しない物品がある場合において、発注者が期限を指定して修補（交換又は手直しをいう。以下本条において同じ。）を請求したときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、修補が完了したときは、第2項から前項までの規定を準用する。
- 6 前項の修補が指定した期限内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、発注者は、指定した期限経過後の日数に応じ、受注者に損害の賠償を請求することができる。
- 7 発注者は、第2項の検査に合格しない物品のうち、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めたものについては、契約金額を減額してこれを採用することができる。
- 8 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（契約金額の支払）

第17条 受注者は、前条第2項の検査に合格したとき又は前条第7項の採用を決定したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第18条 受注者は、この契約の履行の完了前に、設計図書等で部分払の支払いを約した場合においては、既納部分に相応する契約金額相当額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る納入部分の検査を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から10日以内に、前項の検査を完了しなければならない。
- 4 受注者は、前項の検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 第3項の検査に合格したときをもって、検査に合格した物品の引渡しを完了したものとす。この場合において、物品が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。
- 6 第4項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とするものとする。

（第三者による代理受領）

第19条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第17条又は前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（部分払金の不払に対する契約の履行の中止）

第20条 受注者は、発注者が第18条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、この契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示して、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者がこの契約の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第21条 発注者は、物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追

完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に履行しないとき。
- (3) 第21条第1項に定める履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
  - (2) この契約の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) この契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
  - (8) 第26条又は第27条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (談合その他不正行為による解除)

第24条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
  - (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (協議解除)

第25条 発注者は、この契約の履行が完了するまでの間は、第22条から前条まで及び第33条の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第26条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時に

おける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。  
(受注者の催告によらない解除権)

第27条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第7条の規定による契約の履行の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (契約が解除された場合等の違約金)

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第22条から第24条までの規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 第1項の場合（第33条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第29条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第26条又は第27条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第17条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未払金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）に定める割合（年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を発注者に請求することができる。

(賠償の予定)

第30条 受注者は、この契約に関して、第24条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、第24条第1項第2号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第31条 発注者は、この契約に関して、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第32条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(受注者が反社会的勢力であった場合の発注者の解除権)

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 役員又は使用人が、受注者、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用する等していると認められるとき。
- (5) 役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、発注者は、受注者に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、すでに解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第34条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第35条 受注者は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (2) この契約の履行のために締結する契約の相手方（以下「当該相手方」という。）が、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該相手方を指導すること。また、当該相手方から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- 2 受注者は、この契約の履行のために締結する契約において、第33条第1項及び前項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を約定しなければならない。
- 3 受注者が第1項の報告、届出等を怠ったときは、発注者はこの契約を相当な期間を定めて催告の上、解除することができる。当該相手方が報告を怠った場合も同様とする。
- 4 第33条第2項から第4項までの規定は、前各項の場合に準用する。

(用語の定義)

第36条 第23条、第33条から第35条までに掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるところとする。

- (1) 反社会的勢力 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの）、暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体。
  - (2) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
    - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
    - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
    - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
    - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
- オ. アからエまでに掲げるもののほか、契約の履行に関する秩序の維持、安全確保又は契約に基づく業務の実施に支障を生じさせる行為



(3) 役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

（補則）

第37条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

令和 7 年度  
第 4 分団消防ポンプ自動車  
仕 様 書

二宮町消防本部

## 第1章 総則

### 第1節 統一事項

#### 第1 目的

この仕様書は、二宮町消防本部（以下「発注者」という。）が購入するCD－I型消防ポンプ自動車（以下「車両」という。）に関して必要な事項を定める。

#### 第2 契約

受注者は、契約後、仕様書の詳細について発注者と協議を行い、製作承認図等を作成の上、発注者に提出し、発注者の承認を得た上で製作、購入に着手すること。

#### 第3 仕様

車両及び資機材の仕様は原則本仕様書のとおりとし、同等品以上とする場合は、発注者と協議の上、承認を得ること。

#### 第4 疑義

受注者は、製作にあたり、本仕様書に記載されていない事項が必要になった場合又は疑義が生じた場合については、速やかに発注者と協議するものとし、受注者の一方的な解釈によることなく、発注者の指示を受けること。

### 第2節 納入期間・納入場所

#### 第1 納入期間

契約日から令和8年2月27日まで

#### 第2 納入場所

二宮町消防本部

## 第2章 車両の仕様

### 第1節 車両の条件等

#### 第1 品名・数量

- 1 品 名：消防ポンプ自動車
- 2 数 量：オートマチックトランスミッション車 1台
- 3 車両総重量：3.5トン未満

#### 第2 条件

- 1 車両は、道路運送車両法及び同法保安基準に適合し、緊急自動車として承認が得られること。
- 2 車両及び車両各部の構造装置等は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み、災害活動現場での使用に耐えること。特に、長距離走行等に起因する振動による金属疲労には、十分に配慮すること。
- 3 使用取扱いに係る安全性及び操作性に優れたものであること。
- 4 清掃、点検、整備及び調整が安全に行えるものであること。
- 5 車両の艤装に使用する全ての材料は、日本産業規格品又はこれと同等以上のものとする。
- 6 車両の製作にあたり、工業所有権に係る問題が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。
- 7 車両、艤装及び装置類のメンテナンス体制の確保と、必要な消耗品及び部品等の供給は、納入日から最低10年間保証すること。
- 8 消防活動又は訓練で使用した際に発生した車両及び艤装装置の構造上の不具合による故障については、受注者の責任において修理又は修繕すること。

### 第2節 代行業務

- 1 受注者は、車両及び資機材の新規登録に係る手続きを代行すること。
- 2 車庫証明書及びその他本車両の新規登録に要する費用は、受注者が全て負担すること。なお、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の費用は発注者が負担することとする。
- 3 一時抹消登録等に伴う手続きは受注者が行うこと。なお、手続きに係る諸費用は受注者が負担すること。

### 第3節 製作上の注意

#### 第1 消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。

- 1 各装置及びパーツの取付けは、原則としてボルト締め付けとすること。なお、ボルト等は、必要に応じてネジロック剤等で確実に締め付けること。
- 2 車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に、下廻りの部材の継ぎ目は、全てコーキングをすること。

- 3 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- 4 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- 5 全体的に、重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。
- 6 堅牢にして長期の使用に十分に耐えうるものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。
- 7 水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。また、フェンダー等で器具接触等により塗装剥離の恐れのある部分には、適切な保護対策を講じること。

## 第2 車両表示

- 1 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語又は英語で適切に表示すること。
- 2 車両に使用する単位等の表示は、全て S I 単位で表示すること。

## 第3 保証期間

保証期間は、故意又は過失による故障及び破損等を除き、完成検査合格後、受注者から引渡しを受けた日から1年とする。ただし、リコール等による不具合が生じた場合は、速やかに発注者に連絡を行うとともに、無償にて部品の交換修理を行い、交換状況等を随時発注者に報告すること。

## 第4 事故防止

架装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに発注者に連絡するとともに、その被害等については、受注者が一切の責任を負うこと。

## 第4節 提出書類等

### 第1 製作に先立ち提出する書類

- 1 図面は、全て A 3 判とすること。
- 2 提出書類は、A 4 判ファイルに綴り、電子媒体とともに各 1 部を発注者に提出すること。
  - (1) 諸元明細書
  - (2) 車両概要図
  - (3) 軸許容荷重及びタイヤ許容荷重表
  - (4) 取付品の取付要領図
  - (5) 取付品及び積載品の製作図又はカタログ
  - (6) 電気配線図
  - (7) ヒューズ、電球の数量及び容量一覧表
  - (8) 標準取付品及び附属品一覧表
  - (9) 使用電力一覧表
  - (10) 部品調達先一覧表（品名、数量、会社名、所在地及び電話番号を記入すること。）
  - (11) 社内検査基準を示す書類等

### 第2 納車時の提出書類

- 1 提出書類は、A4判ファイルに綴り、電子媒体とともに、指定する部数を発注者に提出すること。
- 2 提出書類は以下のとおりとすること。
  - (1) 自動車検査証等の写し（新規登録検査合格後に、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証書及び自動車リサイクル券の写しを提出すること。） 1部
  - (2) 設計図書 1部
  - (3) 車両重量実測書 1部
  - (4) 車体強度計算書 1部
  - (5) シャシ、エンジン等のサービスマニュアル及びパーツリスト 1部
  - (6) シャシ取扱説明書及び点検整備記録簿 1部
  - (7) 主要装置関係取扱説明書 2部
  - (8) 取付品及び積載品の取扱説明書 2部
  - (9) 指定サービス工場一覧表 1部
  - (10) 予備ヒューズ及び予備電球一覧表 1部
  - (11) 使用油脂の種類及び容量一覧表 1部
  - (12) 車両、積載品等の写真 1部
  - (13) ポンプの試験成績表 1部
  - (14) 改造計算書 1部
  - (15) その他、発注者が求める書類等

## 第5節 検査

第1 中間検査は、発注者が指定した日程において、仕様書及び承認図書等に基づき行うこと。

第2 完成検査は、納入時に発注者が指定した場所において、仕様書、承認図書等及び中間検査時に指摘した事項に基づき行うこと。

### 第3 その他

上記における検査日時等は事前に調整し、書面にて発注者の了承を得ること。なお、検査は受注者の営業担当者及び制作側関係者が立会い、検査時の指示事項及び発注者が不合格と認めた箇所については、直ちに修復又は交換すること。

## 第6節 仕様

### 第1 材質の規格

- 1 材料及び部品は、全て新規製品を使用すること。
- 2 外部に取付けるボルト及びナット類は、原則ステンレス製を使用すること。ただし、強度が必要な箇所に使用するボルト等についてはこの限りでない。
- 3 シーリング材は、弾力性のあるものを使用すること。

### 第2 その他の材料は、次によること。

- 1 プラスチック類は、全て難燃性のものを使用すること。

- 2 ゴム製品は、全て耐油性の合成ゴムを使用すること。

## 第7節 シヤシ

### 第1 主要諸元

- 1 型式：1. 0トン級 ダブルキャブオーバー型
- 2 駆動方式：2WD
- 3 トランスミッション：オートマチックトランスミッション
- 4 ホイルベース：2, 545mm
- 5 燃料タンク容量：60リットル
- 6 燃種：ガソリン
- 7 乗車定員：6名
- 8 車体寸法：全長5, 450mm以内  
全幅1, 850mm以内  
全高2, 400mm以内
- 9 タイヤ：前輪：シングルタイヤ  
後輪：ダブルタイヤ  
計6本
- 10 車両総重量：3. 5トン未満
- 11 バッテリー：80D26L又は同等品 2基
- 12 オルタネータ：12V-80A以上
- 13 シート地：撥水加工等を施し、シート地に水が染み込まない構造とする。
- 14 装備品
  - (1) エアコン：純正品
  - (2) パワーステアリング：純正品
  - (3) ラジオ：AM・FM 2スピーカー
  - (4) フロアマット：一式
  - (5) サイドバイザー：キャブ各ドア上部
  - (6) バックブザー
  - (7) 泥除けゴム：全輪
  - (8) スペアタイヤ：ホイール付き前後各1本
  - (9) 車両標準工具：一式（ジャッキ含む）
  - (10) 発煙筒：1本
  - (11) 非常停止板：一式
  - (12) タイヤチェーン：1組
  - (13) スタッドレスタイヤ（ホイール付）：6本
  - (14) パワーウィンドウ
  - (15) 集中ドアロック
  - (16) ブースターケーブル

## 第2 シャシの構造

- 1 シャシは、最新型式のものとする。
- 2 シャシは、艀装開始時に製造後1年以内のものを使用すること。
- 3 キャブ構造は、衝突安全性を考慮したダブルキャブであること。
- 4 前照灯は、LEDヘッドランプとフォグランプを装備すること。
- 5 計器、レバー及びその他の機器類は、ウィンカー及びペダルの位置を考慮し、運転に支障のないよう適切に配置すること。
- 6 装着タイヤのサイズは、前輪175/75R15、後輪145/80R13とし、スペアタイヤは、前輪1本、後輪1本とする。
- 7 車両搭載バッテリーは、DC12Vバッテリーを使用したDC12Vとすること。
- 8 バッテリー極性は、+（プラス）を電源とし、-（マイナス）をアースとすること。
- 9 車両搭載のバッテリーを用いてAC100Vー出力300W程度のインバーターを取付けること。また、コンセントの位置は、車内後部に2口コンセント1個、艀装部に2口コンセント1個を設けること。
- 10 方向指示器とシフトギヤ操作により、右左折及び後退の案内が流れる音声ガイダンス装置を取付けること。
- 11 燃料タンクは、シャシの標準位置とすること。

## 第8節 ポンプ

第1 搭載するポンプは、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（以下「省令」という。）中に定められた動力ポンプで、消防自動車の車台に固定されたものとし、日本消防検定協会の受託評価を受けたものとする。

### 第2 構造

- 1 車台に固定された動力消防ポンプは、省令で定める規格により製作されたものであること。また、放水能力は、省令で定めるA-2級以上とすること。

#### 2 型式

インペラー付高圧1段ポリユートアルミポンプとする。

### 第3 消防ポンプ装置

消防ポンプ装置は、主ポンプ、真空ポンプ、ポンプ駆動装置、配管及び計器等で構成するものとする。

#### 1 主ポンプ

ポンプ本体は、軽量かつコンパクトなアルミ製1段ポリユート構造で、ポンプ部の各装置は、点検整備が容易にできるようにし、主要部ごとに容易に分解及び取り外しができる構造とすること。

#### 2 真空ポンプ装置

- (1) 真空ポンプは、無給油型ピストン式とし、自動揚水装置付きとすること。また、真空ポンプは、左右側板に揚水モニタを設け、押しボタンにより作動し、揚水完了時に自動的に作動を停止する構造とすること。なお、真空ポンプの駆動は、電磁クラッ



チ等を介して行う構造とすること。

- (2) 真空ポンプ作動回路が故障した場合においても、支障なく真空ポンプを作動させることができる機能とし、別機構の独立した緊急手動回路を設けること。
- (3) ポンプの構造及び取付位置等との関係で、問題が生じた場合は、発注者と協議をすること。
- (4) 真空ポンプ性能は、30秒以内に大気圧84パーセント以上の真空度に達するものであること。
- (5) 冬季凍結する地域であっても、性能に支障をきたさない構造であること。

#### 第4 ポンプ操作用計器等

- 1 ポンプ室両側板部放口付近に、ポンプ圧力計、連成計、ポンプスロットル、真空ポンプ操作スイッチ等の集中操作盤をコンパクトに配列して設けること。

- 2 集中操作盤の仕様は以下のとおりとする。

- (1) 圧力計・連成計（リタード式）は、振動等でも針振れがない構造とすること。
- (2) ポンプスロットルは、電子（エンコーダ）式スロットルとし、左右どちらでも同方向に回転することによって、エンジン回転速度を上げ下げできるものとする。
- (3) ポンプスロットルは、誤作動を防止するための安全ロック機能を設けること。
- (4) 多目的表示液晶ディスプレイは操作盤に設け、詳細は以下のとおりとする。

ア 取扱い表示（機器取扱い・点検整備・故障対策等が可能なこと。）

イ モニタ表示（警告モニタとして冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示ができ、かつ、警報ブザーが鳴るようにすること。また、各ボールコックの開閉状況、揚水・放水の状況確認のできるモニタ表示、ポンプ回転計・ポンプ圧力計・ポンプ連成計・流量計、積算流量計を各々デジタル数値により表示できるモニタ表示ができること。）

ウ 流水表示（各ボールコックの開閉状況、ポンプの運転状況及び放水時における水の流れる状況が把握できる流水表示ができること。）

- (5) 液晶パネルは、視認性を考慮し、7.0インチ型以上の高輝度TFTワイド液晶で、自動調光機能を装備し、高コントラスト比の低反射型硬質パネルとすること。また、液晶ディスプレイに一体となった液晶パネル操作用のパネルスイッチを設けること。
- (6) 真空ポンプ操作は、非常時に手動操作にて行えるものとする。
- (7) ポンプ操作装置には、次の安全機能を設けること。

ア スロットル固定機能

不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐようスロットル固定機能を設ける。ただし、固定した場合でも安全方向（スロットルダウン）には操作できるものとする。

イ 上限圧力設定機能

ポンプ上限圧力値を任意に設定し、設定圧以上にポンプ圧が上がらないためのポンプ圧上限設定機能を設けること。

#### ウ スロットルインターロック

P. T. Oがつながっていない場合は、全てのスロットルダイヤルを操作してもエンジン回転操作ができないスロットルインターロック機能を設け、スロットルの開度表示もP. T. Oが入っている時のみ変化すること。

#### エ 流量計色分け表示

操作盤表示の流量計については、車体の左右に関わらず、両側面の放水口の流量が確認できること。また、流量の表示は放水操作時の目安となるように、流量によって表示色が変化すること。

#### オ 緊急減圧機能

左右操作盤にボタン式の緊急減圧スイッチを設け、ボタン作動時は即座にエンジン回転をアイドリングまで下げ、水吐出圧力を減圧する構造とすること。

#### カ 低圧中継警報（水量不足表示）

中継水量が不足している時、ブザー音と共に液晶ディスプレイ内に低圧中継警告表示が点灯すること。

#### キ 不調診断チャート機能

不具合が発生した場合に、原因の特定を容易にするため、エラー表示を液晶ディスプレイ内で確認できること。

## 第9節 艀装

### 第1 車両艀装

- 1 艀装は、総合的な重量軽減、車両重量のバランスを考慮して製作すること。また、塩害等過酷な外部環境に長時間耐え得る、十分な防錆性能を有する材質を使用すること。
- 2 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口又は点検扉を設けること。
- 3 車両側板端部は、人が触れても危険のない構造とし、各ステップはアルミ縞板にて端部を折り曲げ加工した構造とする。また、車体天井はアルミ縞板張りとすること。
- 4 ポンプ室側板は、開放式とし、点検手入れが容易に行える構造とすること。
- 5 ポンプ室上部左右は、跳ね上げ式の扉付き収納室とし、間口には上下可動式1段手摺、中央部には取り外し式1段又は2段パイプを設け、ホース等を収納できる構造とすること。
- 6 車両後面は、MCD製アルミバーシャッター式の器具収納室を設け、内部は1段の可動式の棚で仕切り、間口に落下防止用の可動式1段手摺を設けること。また、シャッターの開閉状態がわかる表示を10連スイッチボックス内に設けること。
- 7 車体後面左側に、展開式の昇降用モデムプルステップを設けること。

- 8 車体天井部は、前方及び左右に1段手摺を設けること。
- 9 車体天井部に、濡れホース収納用2段手摺(内寸約1,200mm×350mm以下)又はアルミ縞板ボックス(外寸1,200mm×350mm×350mm以下)を設けること。
- 10 リアフエンダーは丸型とし、上部にアルミ小筋板を取付けること。
- 11 燃料タンクは60リットルとし、シャシ固有の位置に設けること。
- 12 車両前後に、牽引フックを設けること。
- 13 車体天井右側に、はしご積載装置を設けること。
- 14 ボディ左前方にステンレス製旗立てパイプを設けること。
- 15 車両後方左右側面に、10m吸管を常時取付けできること。
- 16 リアステップ上部左右付近に、管鎗を取付けること。
- 17 左側面吸管上部に、2本上取り式及び1本斜め下取り式にて鳶口を取付けること。
- 18 昇降用ステップ及び各積載品脱着時に塗装の剥がれるおそれのある箇所には、保護用のアルミ板を取付けること。
- 19 別表1及び2に掲げる資機材を取付け、積載すること。また、別表2の付属品を積載するために必要な積載スペースを車内及びボディ、シャッターボックス内等に確保するとともに、取付金具及びアルミ保護板等を適所に設置すること。なお、詳細については別途、発注者と打ち合わせを行うこと。
- 20 ポンプ室上部の跳ね上げ式ボックス内床面に、樹脂製スノコ板を敷くこと。
- 21 各ボックス内は、隙間より水が抜ける構造とすること。
- 22 各操作部(ハンドル、レバー及びスイッチ等)は、名称及び操作方法等を明記すること。
- 23 ナンバープレートは、ボディ後面右上部を取付けること。
- 24 吸水口
  - (1) 消防呼称75mmボールコック(ストレーナ付)とし、車両両側に吸管接続用のエルボを各1口設け、75mm×10mの吸管を常時接続する構造とすることとし、先端にストレーナ及びちりよけ籠を取付けるものとする。
  - (2) ボールコック等の排水が完全にできる構造とすること。
- 25 放水口(吐水口)
  - (1) 放水口は、消防呼称65mmボールコックとし、車両両側に各2口設けること。なお、左右1口については、50mmと65mmが兼用できるマルチコネクタ型の差込式オス媒介金具を取付けること。
  - (2) ボールコック等の排水が完全にできる構造とすること。
- 26 中継口
  - (1) 中継口は、消防呼称65mmボールコック付中継口を車両両側に埋込式で1口設け、先端に65mm差込式メス媒介金具(ストレーナ付)を取付けること。

(2) ボールコック等の排水が完全にできる構造とすること。

## 27 冷却水装置

(1) 補助クーラー等への配管は、通常回路の他に予備回路を設け、車体側面にあるコックで切り替えできること。なお、通常回路のストレーナが詰まった際は、予備回路に切り替えて、放水を停止することなく連続放水が可能であること。

(2) 通常回路及び予備回路にストレーナを備え、ストレーナはガラスボールによりつまりがないか容易に確認でき、取り外して掃除ができること。

## 28 ドレインコック

ポンプ本体等の残水排出用ドレインコックは、P T Oスイッチと連動し、電動式バルブを用いた集中ドレイン方式とすること。

29 各資機材収納部に係る扉は、気温、湿度、運行中の衝撃等に十分耐えうる強固な構造及び材質とし、扉の開閉作業に不具合が生じないように設計すること。

30 資機材収納棚は、資機材の重量及び形状に応じて、容易に収納及び取り出しができるようにすること。なお、各艙装部品、取付け品突起物については、ボディを傷つけないための保護板等を取付けること。

31 資機材収納部は、別表 2 に掲げる資機材等を収納することとし、夜間においても容易に取り出しができるよう、必要な照明装置を設けること。

32 消防団マークは、1 5 0 mm丸鉄板付きとし、車両フロントパネル中央に取付けること。

33 車内に地図等収納用ボックスを設けること。

34 車体同色反射材を車体に貼り付けること。貼り付け箇所については、発注者と打ち合わせを行うこと。

35 艙装メインのスナップスイッチ部に保護枠を設けること。

## 第2 電装

1 バッテリーとヒューズボックス間のメインケーブルは、大容量ヒューズを介し配線すること。また、艙装部の電装を全て接断できるパワーリレーをバッテリーとヒューズボックスの間に取付け、車両のキーON信号で接断できる構造とすること。

2 艙装電装ヒューズボックスは、ブレードヒューズタイプをキャブ内の適所に設置し、各ヒューズの配列と電流容量を明記したラベルを貼ること。

3 各機器への配線は、使用電流容量に適応したものを使用し、連続使用にも耐えうるケーブルを用いて配線を施すこと。また、配線は振動、氷着を考慮し、確実に保護固定を行うこと。

4 雨漏れ等のないように適切に取付け、防水対策に十分対処すること。

5 アース線は、各機器からのアース線と確実に接続し、極端な集合アースは避けること。

6 キャブ、シャシ及び荷台間のアースは、8 0 A以上の電流を流せるケーブルを取付

けること。

- 7 車両用バッテリー充電器は、過充電防止付とし、キャブ内に取付けること。また、AC100V入力大型マグネットコンセントを車体側面に設け、充電器を介して充電できる装置へ電力を供給できる装置を設けること。なお、差込口には、カバーを取付け、蝶板式にて開閉できることとし、付属品として専用のコードを備えること。
- 8 キャブ天井に赤色警光灯を取付けること。
- 9 標識灯は赤色警光灯に内蔵させ、作動方法はシャシスモールと連動すること。
- 10 艀装用のメインスイッチを設け、作動方法はキーONとすること。
- 11 電子サイレン用スピーカー及びモーターサイレンは、赤色警光灯内蔵とすること。
- 12 赤色点滅灯をフロントパネルに2個取付けること。なお、スイッチは赤色警光灯と連動すること。
- 13 後面左右に赤色点滅灯を取付けること。
- 14 キャブ内ダッシュパネルに、大阪サイレン製10連スイッチボックス(SBW-D1)を取付けること。
- 15 キャブ内照明灯は、シャシ標準品とすること。
- 16 キャブ内助手席付近及び後部座席左右センターピラーに、マップランプを設けること。
- 17 電子サイレンアンプは、ダッシュパネル内に取付けること。
- 18 サーチライトは、車体前方右側上部及び車体後方左側上部に各1個取付けること。なお、スイッチは本体付近に取付けること。
- 19 ポンプ室側面に計器照明灯を左右各1個取付けること。
- 20 シャッターボックス内及びポンプ室内のそれぞれに、室内灯(LED式)を取付けること。
- 21 路肩灯(LED式)を後輪前方左右に各1個設けること。なお、スイッチはシャシスモールと連動すること。
- 22 車幅灯(LED式黄色)を車両後端左右に各1個を設けること。なお、スイッチ類はスモールと連動すること。
- 23 ドライブレコーダーは、車両の前後を録画できるものとする。なお、モニタはキャブ内中央上部の視界を妨げない位置に設けること。
- 24 キャブ内中央上部のバックミラーはバックアイカメラの機能を有したものとし、バックギアと連動して映像が映るものとする。
- 25 無線装置の取付けについては、更新する車両に取付けられているものを移設するものとし、費用については受注者が負担すること。なお、詳細については、発注者と別途協議すること。

## 第10節 塗装及び記入文字等

## 第1 塗装要領

塗装は、素地調整を十分に行い、3回以上上塗りを行うこと。

## 第2 塗料種別

- 1 車両は、充分錆落としの上、プライマー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い、充分乾燥させ赤色塗装により3回以上の塗装を行うこと。なお、塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。
- 2 アルミ縞板使用部は、無塗装とすること。
- 3 車両下回りは、黒色塗装とすること。

## 第3 記入文字

- 1 記入文字の書体は、全て横書きとし、左から記入すること。
- 2 書体は丸ゴシックとし、バランスよく配列すること。
- 3 記入文字及び記入箇所については以下のとおりとし、文字の大きさ等でこれにより難しい場合は、発注者と別途協議すること。

| 記入箇所      | 記入文字   | 色 | 大きさ（1文字につき） |
|-----------|--------|---|-------------|
| キャブ前面 左側  | 4      | 白 | 120mm×120mm |
| キャブ前ドア 両面 | 二宮町消防団 | 白 | 120mm×120mm |
| キャブ後ドア 両面 | 第4分団   | 白 | 120mm×120mm |
| 標識灯       | 二宮町消防団 | 黒 | 60mm×60mm   |

- 4 その他、当町が指定する箇所に文字の記入又はデザインを施すこと。なお、詳細については、発注者と別途協議すること。

## 第4 表示

- 1 スイッチ類は、全て名称及び必要な表示をすること。
- 2 計器類は、絵文字又は名称を表示すること。
- 3 AC100Vのコンセントは、その取付け部の直上に「AC100V」と表示すること。
- 4 燃料補給口は、燃料の種類及びタンク容量を表示すること。

## 第11節 補則

設計、製作、材料及び部品等に関し、特許その他権利上の問題が生じた場合の責任は、受注者が負うこと。

別表 1 艀装／電装取付品

| 番号 | 品 名       | 内 容                                               | 個数  |
|----|-----------|---------------------------------------------------|-----|
| 1  | ポンプ圧力計    | φ 1 0 0 透過光照明灯付 4 5 度張出式                          | 2 個 |
| 2  | ポンプ連成計    | φ 1 0 0 透過光照明灯付 4 5 度張出式                          | 2 個 |
| 3  | エンジン回転計   | シャシ固有のもの                                          | 1 個 |
| 4  | エンジン油温計   | シャシ固有のもの                                          | 1 個 |
| 5  | 電子サイレンアンプ | マイク、音声合成装置付き                                      | 1 式 |
| 6  | 赤色警光灯     | 高輝度 L E D (スピーカー付き)、標識灯 (黄色)                      | 1 個 |
| 7  | サーチライト    | 高輝度 L E D M Y S - 7 5 L P<br>車体前方右側、車体後方左側、 各 1 個 | 2 個 |
| 8  | 前部 赤色点滅灯  | 高輝度 L E D 2 個                                     | 1 式 |
| 9  | 後部 赤色点滅灯  | 高輝度 L E D 2 個                                     | 1 式 |
| 10 | 計器照明灯     | 計器盤上方に各 1 個 L E D 式                               | 2 個 |
| 11 | 艀装メインスイッチ | 艀装電装部主電源 (キー ON 連動)                               | 1 式 |
| 12 | 庫内照明灯     | L E D 式 各収納庫内                                     | 1 式 |
| 13 | 自動車用充電器   | 自動充電器 外部 1 0 0 V 入力コンセント付き                        | 1 式 |

別表 2 付属品

| 番号 | 品 名      | 内 容                             | 個数  |
|----|----------|---------------------------------|-----|
| 1  | 吸管       | 呼称 7 5 mm × 1 0 m 軽量 (A C 金具)   | 2 本 |
| 2  | 吸管ストレーナ  | プラスチック製 7 5 mm 用                | 2 個 |
| 3  | 吸口ストレーナ  | プラスチック製 7 5 mm 用                | 2 個 |
| 4  | 吸管ちりよけ簗  | プラスチック製 黄色 金具付                  | 2 個 |
| 5  | 低水位吸水装置  | ディスクストレーナ型                      | 1 個 |
| 6  | 吸管枕木     | ゴム製 7 5 mm 用                    | 2 個 |
| 7  | 吸管ロープ    | S L ロープ φ 1 0 mm × 1 5 m        | 2 本 |
| 8  | 中継口ストレーナ | プラスチック製                         | 2 個 |
| 9  | 中継口媒介金具  | 呼称 6 5 ネジメス × 6 5 差込メス A C 製    | 2 個 |
| 10 | 消火栓媒介金具  | 呼称 7 5 ネジメス × 6 5 差込メス A C 製    | 2 個 |
| 11 | 消火栓開閉金具  | φ 1 9 長さ 8 0 0 mm × 持手 3 0 0 mm | 1 式 |

| 番号 | 品 名                  | 内 容                                                                 | 個数    |
|----|----------------------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 12 | 吸管スパナ                | F C D 製 左右各 1 丁                                                     | 2 丁   |
| 13 | スタンドパイプ              | P S - 6 5 7 1 5 mm                                                  | 1 基   |
| 14 | 地下式消火栓ハンドル           | 当町が指定するもの                                                           | 1 本   |
| 15 | 消防用ホース               | 6 5 mm × 2 0 m 文字入れ込み<br>自主表示品及び品質評価適合表示品、結合金具<br>の装着部 認定適合表示品      | 2 2 本 |
| 16 | ホース背負器               | カバー付                                                                | 1 式   |
| 17 | ホースバッグ               | 6 5 mm ホース 3 本用                                                     | 3 個   |
| 18 | 管鎗                   | 呼称 6 5 熱収縮グリップ付 A C 製                                               | 2 本   |
| 19 | ガンタイプノズル             | 流量可変型、ホース接続口径 5 0 mm 又は 6 5 mm ( 5 0 mm の場合は媒介金具 ( 6 5 × 5 0 ) を付属) | 1 本   |
| 20 | ストレートノズル ( 替口 )      | φ 2 1 、 φ 2 3 各 1 個 A C 製                                           | 2 個   |
| 21 | 可変噴霧ノズル              |                                                                     | 2 個   |
| 22 | 放口媒介金具               | マルチコネクタ 6 5 mm ・ 5 0 mm 兼用型                                         | 2 個   |
| 23 | 放口媒介金具               | 6 5 mm                                                              | 2 個   |
| 24 | 媒介金具                 | 差込異径媒介メス 4 0 mm × オス 5 0 mm                                         | 1 個   |
| 25 | 媒介金具                 | 差込異径媒介メス 5 0 mm × オス 6 5 mm                                         | 1 個   |
| 26 | とび口                  | 1 . 8 m 程度                                                          | 2 本   |
| 27 | 平バール                 |                                                                     | 1 本   |
| 28 | 金てこ                  | 長さ 8 0 0 mm 程度                                                      | 1 丁   |
| 29 | 剣先スコップ               | 木製柄                                                                 | 1 丁   |
| 30 | はしご                  | 二つ折り 3 . 6 m                                                        | 1 脚   |
| 31 | 車輪止                  | ゴム製                                                                 | 2 個   |
| 32 | 消火器                  | A B C 粉末消火器 2 0 型 ( 自動車用 )                                          | 1 本   |
| 33 | 冷却水ストレーナキャップ<br>用スパナ |                                                                     | 1 丁   |
| 34 | 吸口エルボ                | A S - 7 5 . 9 0 呼称 7 5 mm × 9 0 °<br>A C 製                          | 2 個   |
| 35 | オイルポット               | 1 8 0 m l 合成樹脂                                                      | 1 個   |
| 36 | 補修用ラッカー              | スプレー式 赤色                                                            | 1 個   |
| 37 | ポンプ工具                |                                                                     | 1 式   |



| 番号 | 品名        | 内 容                   | 個数  |
|----|-----------|-----------------------|-----|
| 38 | 分岐管       | コック付き 6 5 mm          | 1 個 |
| 39 | 牽引ロープ     |                       | 1 式 |
| 40 | 発電機       | E u 9 i               | 1 個 |
| 41 | 投光器       | L E D 式 L E V - 6 0 5 | 1 個 |
| 42 | 三脚        | C H X - 2             | 1 個 |
| 43 | コードリール    | 3 0 m 防雨型             | 1 個 |
| 44 | L E D 投光器 | バッテリー式 予備バッテリー、充電器付   | 1 式 |
| 45 | ハンディー型ライト | L E D 式 充電型           | 1 個 |
| 46 | 伸縮式コーン    |                       | 4 個 |
| 47 | 救急セット     | 救急箱 白十字 Q R - 2 A     | 1 個 |
| 48 | 布担架       | A N S 2 0 万能ソフト担架     | 1 個 |
| 49 | トランシーバー   | F T H - 3 1 4         | 6 個 |

## 第4分団消防ポンプ自動車概要

### 1. 車両イメージ（写真：株式会社モリタ提供）



### 2. 消防ポンプ自動車規格 CD-I 型

（C：キャブオーバー D：ダブルキャブ I：ホイールベース 3 m未満）

### 3. 主要諸元

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) シ ャ シ  | 1.0 トン級 ダブルキャブオーバー型    |
| (2) 全 長    | 5,450 ミリメートル以内         |
| (3) 全 幅    | 1,850 ミリメートル以内         |
| (4) 全 高    | 2,400 ミリメートル以内         |
| (5) 最小回転半径 | 4.8 メートル               |
| (6) 乗車定員   | 6 名                    |
| (7) エンジン形式 | 4 サイクルガソリンエンジン         |
| (8) 駆動方式   | 2 輪駆動 オートマチックトランスミッション |
| (9) 車両総重量  | 3.5 トン未満               |

### 4. ポンプ

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 主ポンプ  | A-2 級     |
| (2) 真空ポンプ | 無給油型ピストン式 |

## 5. 艀装（主な取付品・付属品）

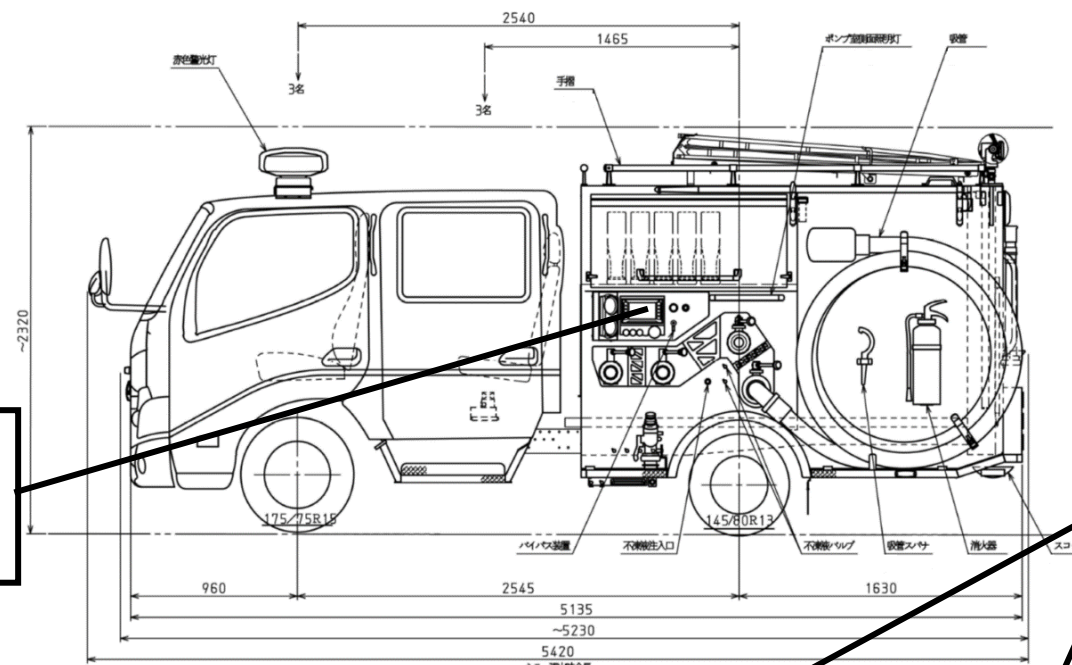
- （1）赤色警光灯（高輝度LED、標識灯【黄色】）
- （2）照明灯
- （3）前部赤色点滅灯（2個1セット）
- （4）後部赤色点滅灯（2個1セット）
- （5）はしご（二つ折り、3.6m）
- （6）管鎗（2本、呼称65）
- （7）とび口（2本、1.8m程度）
- （8）消火器（ABC粉末消火器20型（自動車用））
- （9）分岐管（コック付き65mm）
- （10）ホース延長器具（ホース背負器1式・ホースバッグ3個）
- （11）自動車用充電器（自動充電器、外部100V入力コンセント付き）

## 6. 特性

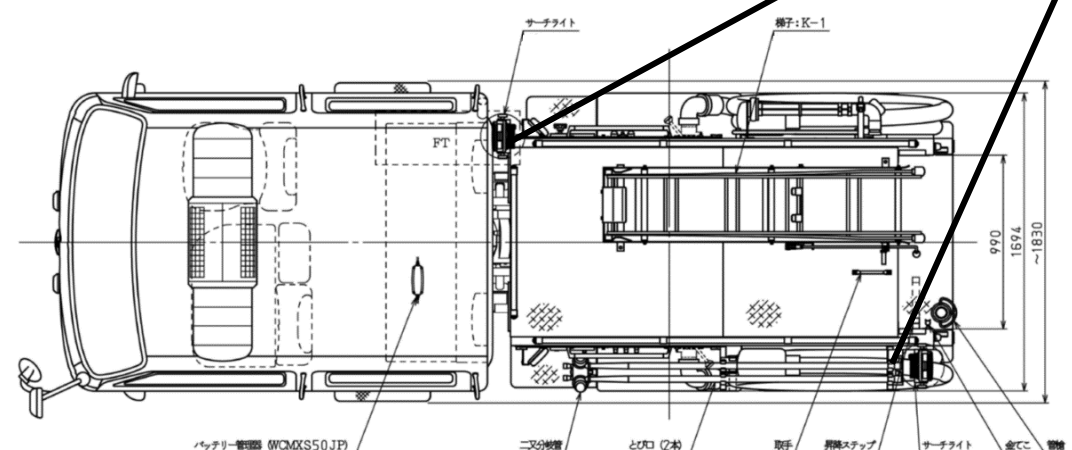
本車両は、普通免許区分で運転可能な車両総重量3.5トン未満の車両であり、コンパクトかつオートマチックトランスミッションを採用することにより、消防団員の負担軽減に寄与するものである。

# 参考図

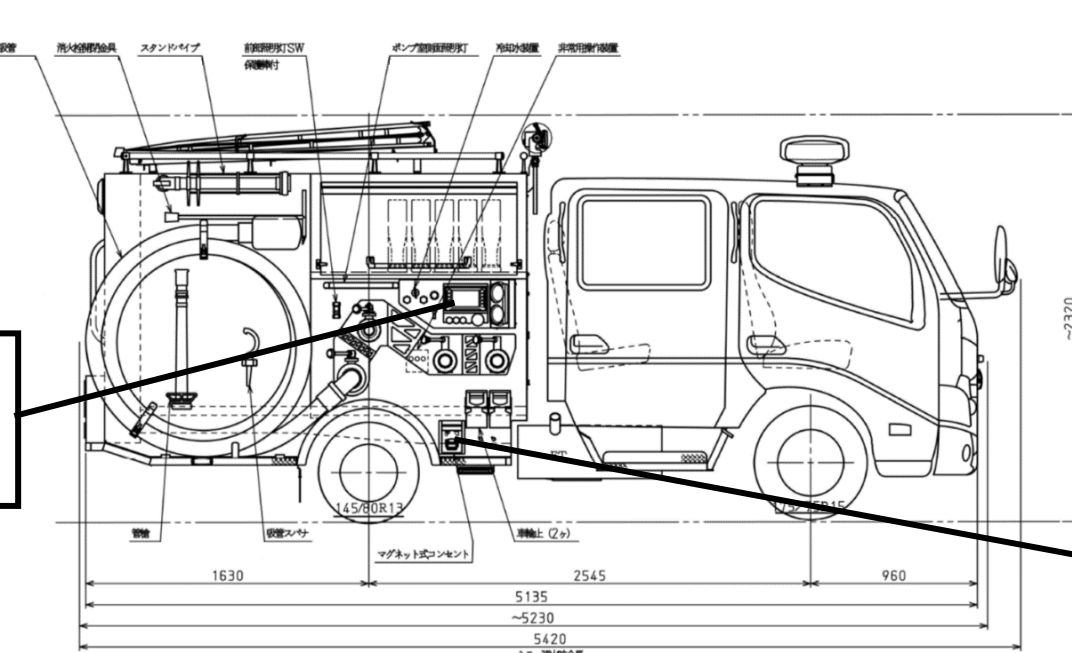
車両左側面



車両上面



車両右側面



①-1  
赤色警光灯(LED)

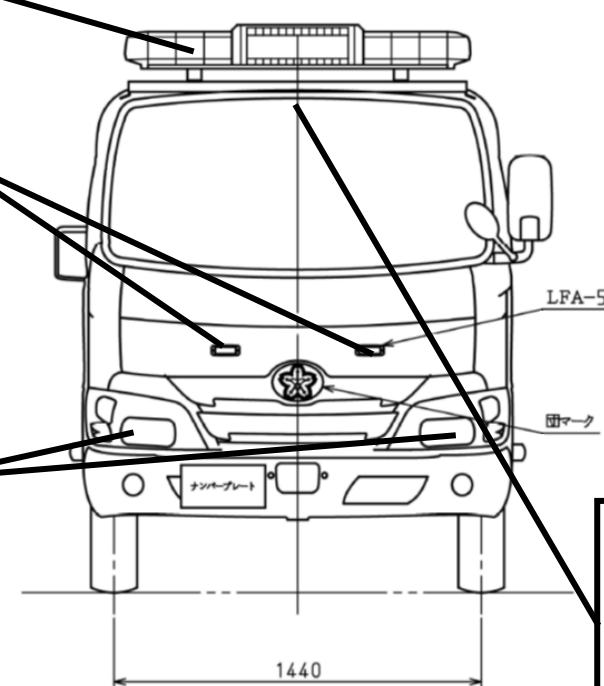
①-2  
前部赤色点滅灯(LED)

①-3  
サーチライト(LED)

①-4  
前照灯(LED)

①-5  
後部赤色点滅灯(LED)

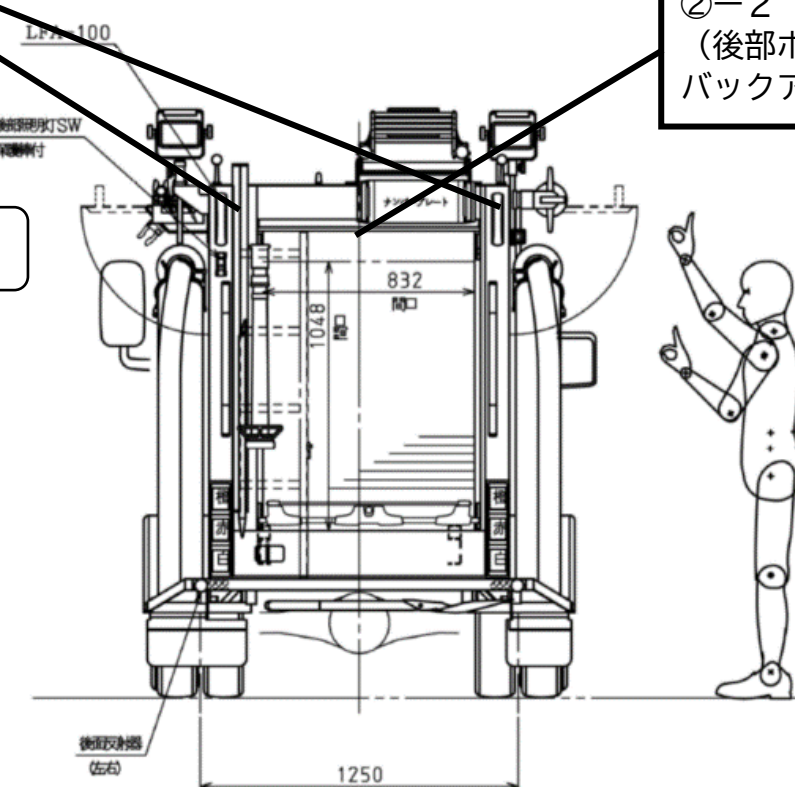
車両前面



②-1  
(バックミラー部)  
ドライブレコーダー  
バックアイモニター

②-2  
(後部ボディ上部)  
バックアイカメラ

車両後面



④  
自動車用充電器  
(マグネット式コンセント)

## 入札結果概要書

- 1 入札件名 第4分団消防ポンプ自動車購入
- 2 入札期日 令和7年4月28日（月）
- 3 入札方法 一般競争入札
- 4 予定価格 19,230,000 円（税込 21,153,000 円）
- 5 落札額 19,200,000 円（税込 21,120,000 円）
- 6 結果

| 入札金額 |              | 摘要 | 事業者名    |
|------|--------------|----|---------|
| 番号   | 第1回          |    |         |
| 1    | 19,200,000 円 | 落札 | 株式会社モリタ |